

寒河江市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、寒河江市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和 42 年水道事業管理規程第 1 号）第 17 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

P a y P a y 株式会社

2 指定納付受託者に納付させる収入の種類

- (1) 寒河江市水道給水条例（昭和 37 年市条例第 12 号）第 27 条に規定する水道料金及び開栓手数料
- (2) 寒河江市下水道条例（昭和 57 年市条例第 40 号）第 15 条に規定する下水道使用料
- (3) 寒河江市浄化槽等設置管理条例（平成 23 年市条例第 24 号）第 15 条に規定する浄化槽等の使用料
- (4) 前 3 号に規定する水道料金、下水道使用料及び浄化槽等の使用料に係る督促手数料

3 指定納付受託者として指定した日

令和7年4月1日